

# 「ファイル共有 ソフトと著作権に 関する裁判例」

弁護士・国立情報学研究所客員教授 岡村 久道

# ハイブリッド型P2Pに関する判例(米国)

- ナップスター訴訟第9巡回区連邦控訴裁判所判決2001年2月12日(A & M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d1004, 1013 n.2 (9th Cir.2001))
  - ナップスターユーザーの直接侵害成立を肯定。
    - ナップスターユーザーが他の者が複製するためにサーチインデックスへファイル名をアップロードすることは原告の頒布権を侵害。
    - ナップスターユーザーが著作権で保護された音楽を含むファイルをダウンロードすることは原告の複製権を侵害。
  - ナップスターユーザーにフェアユースは成立しない。
    - ファイルを送信するユーザーは膨大な依頼者に当該ファイルを頒布する際に個人的使用を行っているといえず、ユーザーは通常は購入を要するものを無料で取得していることを根拠に、ナップスターユーザーが著作物の商業的使用をしたとした地裁の認定が、誤っていないことは明白である。商業的使用を証明するには直接の経済的利益は不要であり、著作物の反復的で搾取的な複製は商業的使用となりうる。
  - ナップスターには寄与侵害責任・代位侵害責任が認められる。
  - いわば、ユーザーの行為を幫助したとの趣旨の判例(但し民事)。
- 他のハイブリッド型P2P事件でも、中央サーバ運営者に寄与侵害責任・代位侵害責任を認める流れが定着。

## ハイブリッド型P2Pに関する判例(日本)

- **ファイルログ事件の日本音楽著作権協会申立中間判決東京地中間判平成15年1月29日判時1810号29頁**
  - 被告会社が提供する電子ファイル交換サービス「ファイルログ」は、MP3ファイル交換分野については、利用者をして、市販レコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスの性質を有し、同サービスにおいて送信者がMP3ファイルの自動公衆送信及び送信可能化を行うことは被告会社の管理下に行われ、被告会社も自己の営業上の利益を図って送信者に上記行為をさせていたことから、被告会社は原告の管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の主体であるとした上、被告会社は同サービス運営の際、前記侵害防止のための措置義務があったが、何らの有効な措置を採らず漫然と同サービスを運営して原告の送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害したから過失があり、同サービス提供行為は不法行為を構成し、被告会社の活動は被告会社取締役たる相被告の活動と同視できるとして、被告らには原告の被った損害を共同不法行為により連帯して賠償する責任があるとした。
- **レコード会社申立中間判決東京地中間判平成15年1月29日判時1810号29頁 ほぼ同旨**
- **控訴審の東京高判平成17年3月31日公刊物未登載も原判決を支持。**
- **すべて中央サーバ運営者を著作権・隣接権の侵害主体として捉える。**

# ハイブリッド型P2Pと規範的侵害主体概念 1

- クラブ・キャッツアイ事件の最判昭和63年3月15日 判時1270号34頁
  - カラオケスナックの事案。
  - 著作物侵害主体性を、著作物の利用に対する管理支配性と著作物の利用により営業の利益を得ていること(図利性)により判断。
  - 以降の下級審判例は、この枠組みに追従。一連のファイルログ事件判例も同様。
- ヒットワン事件の大阪地判平成15年2月13日 判タ1124号285頁
  - カラオケ装置のリース業者につき、幫助者の行為が著作権侵害行為に密接な関わりを有し、当該幫助者が幫助行為を中止する条理上の義務があり、かつ当該幫助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該幫助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、著作権法112条1項の「著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者」に当たるとして、差止請求を認容。

# ハイブリッド型P2Pと規範的侵害主体概念2

## ● 小括

- クラブ・キャッツアイ事件判決の流れを汲む一連の判例は、著作権法112条1項にいう差止めの対象となる者につき、著作物侵害主体に限るとすることを前提に、著作物侵害主体性を規範的に捉えて拡張する傾向(規範的侵害主体概念)。
- これに対し、ヒットワン事件判決は、幫助者に対しても「侵害主体に準じる者」と評価できるとして、差止めの対象とすることにより救済を図る。

## ● 関連判例 - 東京地判平成16年3月11日判時1893号131頁(2ちゃんねる小学館事件第一審判決)

- 同条は「いわゆる物権的な権利である著作権について、物権的請求権に相当する権利を定めたものであるが、同条に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である。けだし、民法上、所有権に基づく妨害排除請求権は、現に権利侵害を生じさせている事実をその支配内に収めている者を相手方として行使し得るものと解されているものであり、このことからすれば、著作権に基づく差止請求権についても、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者のみを相手方として、行使し得るものと解すべきだからである。」
- 本判決は、特許法101条、商標法37条は権利侵害の幫助行為のうち一定の類型の行為を限定して権利侵害とみなす行為と定めて差止請求権の対象としており、著作権につきかかる規定を要さず、権利侵害を教唆、幫助等する行為に対し、一般的に差止請求権を行使し得るものとする、不法行為を理由とする差止請求が一般的に許されていないことと矛盾し、差止請求の相手方が無制限に広がっていくおそれもあり、ひいては自由な表現活動を脅かす結果を招きかねないとした。

# 純粹型P2Pに関する判例

- MGM v. Grokster P2Pソフト配布事件連邦最高裁判決(井上雅夫 弁理士訳)
  - 著作権を侵害するために製品 < a device > の使用を奨励する目的で製品を配布した者は、侵害を促進するためになされた明確な表現又は他の肯定的な行動 < affirmative steps > により、単なる第三者の行為を知っての配布を超えていることが証明された場合、その製品の合法的な使用にかかわらず、その製品を使用する第三者による結果的な侵害行為に対して責任を負う。
  - Sony事件連邦最高裁判決の法理は、合法的にも非合法的にも使用できる品目の販売行為を免責する。Sony事件において、侵害を奨励する意図の証拠が存在した場合に、それを無視することを裁判所に要求したことは全くない。
  - 侵害使用を広告する又は侵害使用の方法を教えるような直接侵害を奨励するためになされた積極的行動の証拠は、その製品が侵害に使用されるものであるという肯定的な意図を示しており、被告がいくらかの合法的な使用に適する商品を単に販売する場合の責任の認定における法の消極性に打ち勝つ。意図を持つ、過失のある表現および行為に関する責任を前提とするルールは、適法な商業を傷つけること又は合法的な前途有望なイノベーションをくじけさせることはない。被上告人らの非合法的な目的は明白である。誘因の古典的な事例は他者が違反を犯すことを奨励するために立案されたメッセージを宣伝する広告又は勧誘によるものである。MGMはそのようなメッセージが本件において証明されたことを説得力を持って主張する。
- 日本では Winny開発者著作権法違反幫助事件(京都地判平成18年12月13日) 「侵害を奨励する意図」(Grokster判決)対「積極的に企図したとまではいえない」(Winny判決)

## 補足資料 - 特許法の間接侵害規定(101条)

- 101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
  1. 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
  2. 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
  3. 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為
  4. 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
  5. 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
  6. 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為
- 同様の規定を持たない著作権法について、どのように考えるか？  
前掲2ちゃんねる小学館事件第一審判決